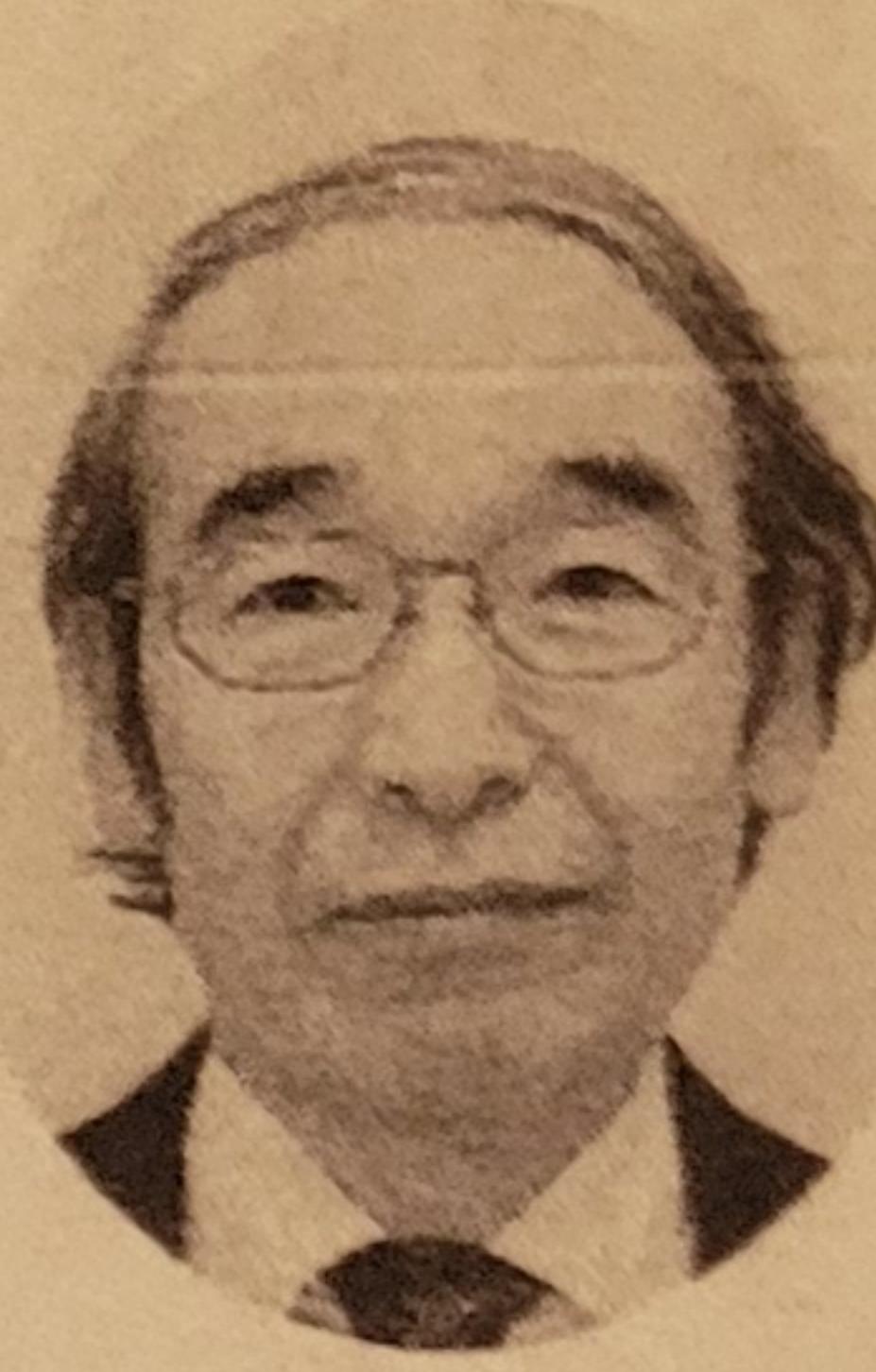


# 一草一味

明日の福祉



増田 雅暢

東京通信大学 教授

朝日新聞に、次のように  
な記事が出ていた。政府  
は、緊急経済対策におい  
て、生活困窮者対策とし

の対象外。コロナ禍で数  
々の給付金が支給された  
が、彼女が手にしたのは、  
2020年春に全国民に

住民税の課税対象になる  
からである。

ここで、「低所得者」  
の基準となる「住民税非

課税世帯」について考  
えてみよう。基本的に年間  
所得が35万円以下である  
と、住民税非課税になる。

給与所得者の場合、シ

年代別みると、70代以上  
の高齢者世帯では約4割程度  
は非課税である。

年金生活者の場合は、單  
身者であれば155万円  
以下で非課税と、税の年  
金控除により非課税水準  
が高くなる。また、自営

1人一律10万円のときだ  
けだったという（22年4月27日朝刊）。

彼女は、21年度の住民  
税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金（1世帯  
当たり10万円）も受給で  
きなかつた。シングルで  
なる。

筆の記事から

て、低所得の子育て世帯  
を対象に子ども1人当たり  
5万円を支給すること  
にした。これに対して、  
関東地方の女性（37）は、  
未婚者で、パートで週5  
日働き、年収は約200  
万円のいわゆるワーキン  
グプアだが、今回の対策

も年収200万円では、  
年収100万円以下と  
も、高齢者世帯や自営業世帯  
が多くなる。また、貯蓄  
は考慮されないので、例  
えば貯金が3000万円  
あつても住民税非課税世  
帯であれば給付金を受給  
できる。

## 住民税非課税世帯とは

「住民税非課税世帯」とい  
う基準は行政実務では利  
用しやすい基準だが、低  
所得者とは言い難い人も  
含む一方で、1円でも住  
民税を払う人たちを除外  
してしまうという課題が  
ある。（データは、「M  
och'a」島山健一氏執  
筆の記事から）

の算入により見かけ上の  
所得を低く抑えることが  
できる。

（元内閣府参事官）